

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 病院の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2 病院の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3 病院の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4 病院の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5 病院の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科目名を指す。
7 診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う曜日を記載
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9 病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別(一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の別) 医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数(一般病床数、療養病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数)
(2) 病院へのアクセス		
10 病院までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 病院の駐車場	(i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載 患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12 案内用ホームページアドレス		
13 案内用電子メールアドレス		
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		別表1の1)
17 面会の日及び時間帯		
(3) 院内サービス・アメニティ		
18 院内処方の有無		外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。
19	院内のサービス・アメニティ	別表1の2)

20	障害者に対するサービス内容	別表1の2)→3)
21	受動喫煙防止のための措置	別表1の3)→4)
22	医療に関する相談窓口設置の有無	別表1の4)→5)
23	医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置があるかどうか。 相談員の人数を記載する。相談員のうち、医療ソーシャルワーカーを配置している場合はその人数(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載する)。
24	入院食の提供方法	別表1の5)→6)
25	病院内の売店又は食堂(外来者が使用するものに限る。)の有無	
(4)費用負担等		
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	別表1の6)→7)
27	選定療養	(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iv)「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (v)「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
28	治療の実施の有無及び契約件数	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治療を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29	先進医療の実施の有無及び内容	病院において、健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において、字数制限を定めることができる。)
30	先進医療の実施の有無及び内容	別表1の7)→8) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること
31	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項の種類及びその種類毎の人数	別表1の8)→9)
32	保有する施設設備	別表1の9)→10)※同一敷地内に併設されているもの
33	併設している介護施設	別表2
34	対応することができる疾患・治療の内容	別表1の10)→11)⑩(4)5日以内の手術
35	対応することができる短期滞在手術	

36	専門外来の有無及び内容	病院内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
37	オンライン診療実施の有無及びその内容	オンライン診療を実施しているかどうか。実施している場合、対象者や疾患について。ただし、医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限る。
38	健康診査及び健康相談の実施	(i) 健康診査の実施の有無及び内容 (ii) 健康相談の実施の有無及び内容
39	対応することができる予防接種	別表1の11)→12)
40	対応することができる在宅医療	別表1の12)→13)
41	対応することができる介護サービス	別表1の13)→14)
42	セカンド・オピニオンに関する状況	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を書き又はその家族に提供すること) 患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンド・オピニオンを行っているかどうか。また、セカンド・オピニオンを自費診療としている場合の料金 「地域医療連携室」など、医療提供施設間相互の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか。 退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。
43	地域医療連携体制	別表1の14)→15)
44	地域の保健医療サービス又は福祉サービス又は福祉サービスに対する窓口設置の有無	退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。
3.	医療の実績、結果に関する事項	

45	病院の人員配置	(i) 医療従事者の人員数 (ii) 外来患者を担当する医療従事者の人員数 (iii) 入院患者を担当する医療従事者の人員数	別表1の15)→16) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせて数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。 (i)の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの(病棟担当と分けられない場合、重症計上可) (ii)の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの(外来担当と分けられない場合、重症計上可) 病院の病床別のそれぞれの看護師実数配置の状況(○対11社○) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること
46	看護師の配置状況		病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。 当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。 また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。 専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会が決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか。 医療施設施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
47	法令上の義務以外の医療安全対策		(i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種 (ii) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別 (iii) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種 (iv) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別 (i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別 (ii) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種 (iii) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種 (iv) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種
48	法令上の義務以外の院内感染対策		(i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種 (ii) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種 (iii) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種 (iv) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び部門の構成員の職種
49	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		入院診療計画策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとっているかどうか。
50	診療情報管理体制		(i) オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況 (ii) ICDコードの利用の有無 (iii) 電子カルテシステムの導入の有無 (iv) 診療録管理専任従事者の有無及び人数
51	情報開示に関する体制		(i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金
52	臨床検討体制		(i) 臨床病棟検討会の有無

	(ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無	当該病院内において予後不良症例に関する検討を行う体制(M&M)があるかどうか。 例えば、死亡率、再入院率、再入院率など、当該病院における患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
53 治療結果情報	(i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無	「治療結果に関する分析結果の提供」は、治療結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか、または、年報やホームページで提供しているかどうか。
54 患者数	(i) 病床の種類ごとの患者数 (ii) 外来患者数 (iii) 在宅患者数	「病床の種類ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ日数で除した数を記入する。 「外来患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まない。 「在宅患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。
55 平均在院日数		報告する年度の前年度の【(入院患者延数÷(1/2×(新入院患者数+退院患者数))】(病床種別)
56 患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無 (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	患者に行う病院に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 (1) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
57		
58→57 診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、公益財団法人(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		公益財団法人(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。
59→58	医療の評価機関による認定の有無	別表1の17)→18)

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報			
1	診療所の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2	診療所の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3	診療所の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4	診療所の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5	診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6	診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科目を指す。
7	診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う曜日を記載
8	診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9	病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別(一般病床、療養病床の別)
			医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数(一般病床数、療養病床数)
(2) 診療所へのアクセス			
10	診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11	診療所の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
		(ii) 駐車台数	(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
		(iii) 有料又は無料の別	(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
12	案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13	案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14	診療科目別の外来受付時間		
15	予約診療の有無		
16	時間外における対応		別表1の1)
17	面会の日及び時間帯		
(3) 院内サービス・アメニティ			
18	院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
19	外国人の受入れ体制		別表1の2)
20	障害者に対するサービス内容		別表1の2)～3)
21	車椅子の利用補助器具の貸出		別表1の3)～4)

22	受動喫煙を防止するための措置		別表1の4)→5
23	医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には非常勤換算により記載)
(4)費用負担等			
24	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所の種類		別表1の5)→6)
25	選定療養	(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
26	治療の実施の有無及び契約件数		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治療を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治療実施に係る契約件数
27	「手帳診療」に関する事項		別表1の6)→7)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
28	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項の種類及びその種類毎の人数		別表1の6)→7)
29	保有する施設設備		別表1の7)→8)
30	併設している介護施設		別表1の8)→9)
31	対応することができる疾患又は治療の内容		別表2
32	対応することができる短期滞在手術		別表1の9)→10)①(4泊5日までの手術)
33	専門外来の有無及び内容		診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
34	オンライン診療実施の有無及びその内容		オンライン診療を実施しているかどうか。実施している場合、対象者や疾患について。ただし、医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限る。
35	健康診査及び健康相談の実施	(i)健康診査の実施の有無及び内容 (ii)健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
36	対応することができる予防接種		別表1の10)→11)
37	対応することができる在宅医療		別表1の11)→12)※同一敷地内に併設されているもの
38	対応することができる介護サービス		別表1の12)→13)

48	治療結果情報	(i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無 (i) 病床種別ごとの患者数 (ii) 外来患者数 (iii) 在宅患者数	当該診療所における患者に対する治療結果に関して行う分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。 治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。 「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を算外来診療日数で除した数を記入する。 「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を算在宅診療日数で除した数を記入する。
49	患者数		
50	平均在院日数		報告する年度の前年度の【(入院患者延数/(1/2×(新入院患者数+退院患者数))】(病床種別)
51	患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無 (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 (i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
52	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、公益財団法人(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度補償規約款と同一の産科医療補償規約款に基づく補償の有無		公益財団法人(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報			
1	診療所の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2	診療所の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3	診療所の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4	診療所の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5	診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6	診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科目を指す。
7	診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う曜日を記載
8	診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
(2) 診療所へのアクセス			
9	診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
10	診療所の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
		(ii) 駐車台数	(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
		(iii) 有料又は無料の別	(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
11	案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
12	案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
13	診療科目別の外来受付時間		
14	予約診療の有無		
(3) 院内サービス・アメニティ			
15	院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
16	患者に対するサービス内容		別表1の1)
17	障害者に対するサービス内容		別表1の1)～2)
18	患者等利用を妨げるサービス内容		別表1の2)～3)
19	受動喫煙を防止するための措置		別表1の3)～4)
20	医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。)
(4) 費用負担等			

21	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	別表1の(4)→(5)
22	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(5)→(6)
23	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(6)→(7)
24	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(7)→(8)
25	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(8)→(9)
26	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(9)→(10)
27	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(10)→(11)
28	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(11)→(12)
29	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(12)→(13)
30	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(13)→(14)
31	診療報酬の算定に関する事項	別表1の(14)→(15)

31→ 32	患者数	(Ⅰ)外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まない。
32→ 33	患者満足度の調査	(Ⅰ)患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(Ⅱ)患者満足度の調査結果の提供の有無	(Ⅰ)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 助産所の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2 助産所の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3 助産所の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4 助産所の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が記載されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6 就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2)助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii) 駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii) 有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
10 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12 面会の日及び時間帯		
13 外来受付時間		
14 予約の有無		
15 助産所の業務形態		別表1の1)
16 時間外における対応の有無		就業時間以外における対応が可能かどうか。
(3)院内サービス・アメニティ		
17 患者や住民が利用できる院内の設備		別表1の2)
18 障害者に対するサービス内容		別表1の2)→3)
19 患者や住民が利用できる院内の設備		別表1の3)→4)
20 受動喫煙を防止するための措置		別表1の4)→5)
(4)費用負担等		

21	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	別表1の5)→6)	
22	母子保健センターに関する助産師の配置	別表1の5)→6)	
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
23	家族付き添い室の有無	出産等の際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。	
24	妊産婦等に対する相談又は指導	別表1の6)→7)	
3. 医療の実績、結果に関する事項			
25	助産所の人員配置	別表1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせて数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。	
26	分娩取扱数	報告する年度の前年度の分娩件数	
27	妊産婦等満足度の調査	(i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無	妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
28	公益財団法人(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	公益財団法人(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。	

【病院用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	時間外（休日・夜間）対応	1 終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
		2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2)	外国人の患者の受入れ体制	1 対応することができるとしている外国籍の患者	外国人が外国で対応できる、通訳者を確保している、日本語を習得しているなど、外国人に有利な対応がとれていること
		2 多言語サービス提供の体制	多言語サービス提供の体制が、外国人に有利な対応がとれていること
		3 外国人の患者の受入れ体制に関するガイドラインの策定	外国人の患者の受入れに関するガイドラインの策定が、外国人に有利な対応がとれていること
2)→3)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		2 施設内の情報の表示	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)→4)	高齢者・利用者の対応	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
		2 点字・音声・視覚・触覚による情報の伝達	点字・音声・視覚・触覚による情報の伝達が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 多言語サービスの提供	多言語サービス提供の体制が、外国人に有利な対応がとれていること
4)→5)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	施設内の室内が全ての場所を禁煙としていること。2 喫煙者が喫煙場所を指定している場合は、喫煙場所を指定していること

【病院用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	2 入院の決定	厚生労働省令で定めるもの
	2 厚生労働省令第28号第13号に規定する特定	厚生労働省令第28号第13号に規定する特定
5)→ 6)	1 通時及び適温による食事の提供 2 病床外での食事可能 3 選択可能な入院食の提供	
6)→ 7)	1 保険医療機関	健康保険法（大正11年法律第70号）により指定を受けた医療機関
	2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づき療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
	3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
	4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
	5 指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
	6 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
	7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
	8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき指定病院又は応急入院指定病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
	9 精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく指定医療機関を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		医療保護施設(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		12 結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		13 指定養育医療機関	母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院若しくは診療所又は薬局
		14 指定療育機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し、医療に係る療育の給付を行う機関として都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院
		15 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		16 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		17 戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であつた者の公務上の傷病に關し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
		18 原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		19 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		20 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院
		21 公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
		22 母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医療機関

【病院用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	23 特定機能病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
	24 臨床研究中核病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院
	25 地域医療支援病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
	26 災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
	27 へき地医療拠点病院	「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
	28 小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医政発第692号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
	29 救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医政発第692号）」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
	30 臨床研修病院	医師法（昭和23年法律第201号）により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
	31 単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和23年法律第202号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
	32 特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
	33 臨床研修病院等	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床研修を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
	34 臨床教授等病院	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院
	35 がん診療連携拠点病院等	「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付健発第0731001号）により、がん診療連携拠点病院又は特定領域がん診療連携拠点病院若しくは地域がん診療病院として、厚生労働大臣が指定した病院

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		36 がんゲノム医療中核拠点病院等	「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（平成29年12月25日付健発12225003号）により、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療連携病院
		37 小児がん拠点病院	「小児がん拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付健発第0731002号）により、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院
		38 エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について（平成5年健医発第825号）」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		39 肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について（平成19年健発第0419001号）」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		40 特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号）」により、特定疾患の治療研究事業を行うに該当として都道府県が契約した医療機関
		41 在宅療養支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出た病院
		42 在宅療養後方支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出た病院
		43 DPC対象病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号）」別表の診断群分類点数に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		44 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		45 総合周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊婦高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができ医療施設として、都道府県が指定したもの
		46 地域周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができない医療施設として、都道府県が認定したもの
		47 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設

【病院用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項	
		48	性犯罪・性暴力被害者のためのワンス トップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
		49	都道府県アレルギー疾患医療拠点病院	「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付健康0728001号）により、地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院
		50	外国人患者を受け入れるための医療機関	「外国人患者を受け入れるための医療機関として認定される医療機関について」（平成29年12月26日付健康0728001号）により、外国人患者を受け入れるための医療機関として認定された医療機関
7)→ 8)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性の種類及びその種類毎の人数	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性の種類及びその種類毎の人数		該当する資格を保有する医療従事者（非常勤を含む）が在籍している医療機関は、当該専門資格の種類毎に資格を保有する医療従事者の人数（非常勤を含む場合には常勤換算により記載）を記載する。
8)→ 9)	保有する施設設備	1 集中治療室（ICU） 2 冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU） 3 脳卒中専用集中治療室（SCU） 4 呼吸器疾患専用集中治療室（RCU） 5 小児集中治療室（PICU） 6 新生児集中治療室（NICU） 7 母体胎児集中治療室（MFICU） 8 手術室 9 無菌治療室 10 機能訓練室 11 精神科保護室 12 病理解剖室 13 高気圧酸素治療室 14 ヘリコプターを含む患者搬送車		基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの 上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準を満たすもの 上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する小児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの 滅菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がISOクラス7以上であること等の要件を満たす無菌治療室

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		15 新生児搬送車	
		16 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能の有するものの台数を記載。
		17 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	同上
		18 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	同上
		19 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置	同上
		20 X線CT組合せ型循環器X線診断装置	同上
		21 全身用X線CT診断装置	同上
		22 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	同上
		23 X線CT組合せ型SPECT装置	同上
9)→ 10)	併設している介護関係施設等	1 介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		2 介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
		3 介護医療院	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所
		4 居宅介護支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれていた環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	5 介護予防支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等をすることができよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づき指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所
	6 老人介護支援センター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
	7 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
	8 通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）事業所
	9 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法、作業療法その他の必要ならハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他の必要ならハビリテーションを行う事業所
	10 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
	11 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要ならハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要ならハビリテーションを行う事業所
	12 特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設（地域密着型特定施設でないもの）であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を目的とする施設

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。ただし、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
	14 地域密着型通所介護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
	15 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	居宅要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(認知症)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要介護者であつて、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援助であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
	16 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要介護者であつて、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援助であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
	17 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	要介護者であつて認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)(について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要介護者であつて認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)(について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援助及び機能訓練を行う事業所
	18 地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
	19 地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)(であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)(に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

【病院用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		20 複合型サービス事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることににより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
		21 第一号通所事業に係る事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所
10)→ 11)	対応可能な短期滞在手術		
	① 4泊5日までの手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2→1 小児食物アレルギー負荷検査		同上
	3→2 前立腺針生検法		同上
	4→3 関節鏡下手術管開放手術		同上
	5→4 胸腔鏡下交感神経節切除術		同上
	6→5 水晶体再建術		同上
	7→6 乳腺腫瘍摘出術		同上
	8→7 経皮的シャント拡張術・血栓除去術		同上
	9→8 下肢静脈瘤手術		同上
	10→9 ヘルニア手術		同上
	11→10 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術		同上
	12→11 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術		同上
	13→12 痔核手術（脱肛を含む。）		同上
	14→13 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術		同上
	15→14 子宮頸部（腔部）切除術		同上
	16→15 ガンマナイフによる定位放射線治療		同上
11)→ 12)	対応可能な予防接種		
	1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種		
	2 ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種		
	3 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種		

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		4 急性灰白髄炎の予防接種	
		5 麻疹の予防接種	
		6 風しんの予防接種	
		7 麻疹及び風しんの二種混合の予防接種	
		8 日本脳炎の予防接種	
		9 破傷風の予防接種	
		10 結核の予防接種	
		11 Hib感染症の予防接種	
		12 小児の肺炎球菌感染症の予防接種	
		13 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種	
		14 水痘の予防接種	
		15 インフルエンザの予防接種	
		16 成人の肺炎球菌感染症の予防接種	
		17 おたふくかぜの予防接種	
		18 A型肝炎の予防接種	
		19 B型肝炎の予防接種	
		20 狂犬病の予防接種	
		21 黄熱病の予防接種	
		22 ロタウイルス感染症の予防接種	
		23 髄膜炎菌感染症の予防接種	
12)→ 13)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1 往診（終日対応することができるところに限る。）	24時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 在宅患者訪問診療	同上
		5 在宅時医学総合管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
		6 5以外の在宅時医学総合管理	同上
		7 施設入居時等医学総合管理	同上
		8 在宅がん医療総合診療	同上
		9 救急搬送診療	同上
		10 在宅患者訪問看護・指導	同上
		11 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		12→11 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上

【病院用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	13→12 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	同上
	14→13 訪問看護指示	同上
	15→14 介護職員等略称吸引等指示	同上
	16→15 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
	17→16 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
	18→17 在宅患者連携指導	同上
	19→18 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
	20→19 在宅患者共同診療	同上
	21→20 在宅患者訪問褥瘡管理指導	同上
	22→21 在宅患者訪問看護指導	同上
	22→23 精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
	23→24 23以外の精神科在宅患者支援管理	同上
	24→25 歯科訪問診療	同上
	25→26 訪問歯科衛生指導	同上
	26→27 歯科疾患在宅療養管理	同上
	27→28 在宅患者歯科治療時医療管理	同上
	28→29 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
	29→30 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 在宅自己注射指導管理	同上
	3 在宅小児低血糖症患者指導管理	同上
	4 在宅妊婦糖尿病患者指導管理	同上
	5 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
	6 在宅血液透析指導管理	同上
	7 在宅酸素療法指導管理	同上
	8 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
	9 在宅成分栄養管栄養法指導管理	同上
	10 在宅小児経管栄養法指導管理	同上
	11 在宅半固形栄養管栄養法指導管理	同上
	12 在宅自己導尿管指導管理	同上
	13 在宅人工呼吸指導管理	同上

【病院用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	14 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
	15 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
	16 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
	17 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
	18 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
	19 在宅戦等刺激装置治療指導管理	同上
	20 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	同上
	21 在宅仙骨神経刺激療法指導管理	同上
	22 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
	23 在宅気管切開患者指導管理	同上
	24 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	同上
	25 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	同上
	26 在宅経腸投薬指導管理	同上
	27 在宅腫瘍治療電場療法指導管理	同上
	28 在宅経肛門的自己洗腸指導管理	同上
③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
	2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
	3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
	4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
	5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
	6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
	7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
	8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
	9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
	10 レスプレーター	診療内容に合致するものを選択
	11 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
	12 尿力テーター	診療内容に合致するものを選択
	13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
	14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合を選択
	2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合を選択
	3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合を選択
	4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合を選択
	5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合を選択

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
13)→ 14)	対応可能な介護保険サービス		
①施設サービス		1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療をいう。
		4 介護医療院サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
②居宅介護支援		1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれていた環境、当該居宅要介護者の希望及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これらを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、当該計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合においては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。
③居宅サービス		1 訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設)における居室を含む。)において介護を受けるもの(居宅要介護者)について、その者の居宅において介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
		2 訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3 訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4 訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5 居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
		6 通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
		7 通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。
		8 短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		9 短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		10 特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11 福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12 特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	④地域密着型サービス	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うことと、看護師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助については、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅介護者についてのものに限る。 二 居宅介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		2 夜間対応型訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		3 地域密着型通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		4 認知症対応型通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		5 小規模多機能型居宅介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		6 認知症対応型共同生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		7 地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他の厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が29人以下であるもの（地域密着型特定施設）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	9 複合型サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
⑤介護予防支援	1 介護予防支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。
⑥介護予防サービス	1 介護予防訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
	2 介護予防訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
	3 介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。
	4 介護予防居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
	5 介護予防通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。
	6 介護予防短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
	7 介護予防短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	8 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話を行う。
	9 介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与を行う。
	10 特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売を行う。
⑦ 介護予防地域密着型サービス	1 介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことを行う。
	2 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことを行う。
	3 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことを行う。
⑧ 地域支援事業	1 第一号訪問事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業を行う。
	2 第一号通所事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業を行う。
14)→ 15) かかりつけ医機能	4→1 日常的な医学管理と重症化予防	日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
	5→2 地域の医療機関等との連携	自己の診療時間外も患者にとっても最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		6→3 在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		7→4 適切かつわかりやすい情報の提供	患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
		1→5 地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		2→6 小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		3→7 機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能の評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
15)→16)	医療従事者	1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師及び准看護師	
		5 助産師	
		6 歯科衛生士	
		7 診療放射線技師	
		8 理学療法士	
		9 作業療法士	
16)→17)	オーダーリングシステムの導入の有無及び導入状況	1 検査	
		2 処方	
		3 予約	
17)→18)	医療の評価機関による認定の有無	1 公益財団法人日本医療機能評価機構	公益財団法人日本医療機能評価機構による認定を受けているか。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		1→2	Joint Commission International (平成6年にJoint Commission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。)	JCI(Joint Commission International)による認定を受けているか。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	時間外（休日・夜間）対応	1 終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
		2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2)	外国人の患者の受入れ体制	1 対応することができる外国語の種類	通訳や外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを提供している等により、外国人の患者に対する適切な対応が可能な体制を整えていること。また、対応可能な外国語の種類、通訳者の配置状況、通訳サービスの提供状況等を公表していること。
		2 多言語音声案内システムの利用の有無	多言語音声案内システムを利用した対応が、案内を円滑にすることがある。
2)→3)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)→4)	高齢者・利用者に配慮する措置	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
		2 車椅子等利用者の利用しやすい環境の整備	車椅子等利用者の利用しやすい環境を整備していること。具体的には、車椅子の駐車スペースの確保、車椅子の移動の妨げとなる物の除去、車椅子の移動の妨げとなる物の除去等を行っていること。
		3 多機能トイレの設置	多機能トイレを設置していること。具体的には、多機能トイレの設置状況等を公表していること。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく指定医療機関を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		医療保護施設(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		11 結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		12 指定養育医療機関	母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定した病院若しくは診療所又は薬局
		13 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		14 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		15 戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であつた者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
		16 原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		17 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		18 公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		19 母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
		20 特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		21 臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		22 在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
		23 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		24 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第08230001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した医療施設
		25 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
		26 外国人患者を受け入れる取組を推進する医療機関	「外国人患者を受け入れる取組を推進する医療機関」の取組を推進する医療機関の取組を促進するため、平成31年8月26日付雇児発第08260001号により、外国人患者を受け入れる取組を推進する医療機関として指定した医療機関
6)→7)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に關する事項資格の種類及びその種類毎の人数	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	該当する資格を保有する医療従事者（非常勤を含む）が在籍している医療機関は、当該専門資格の種類毎に資格を保有する医療従事者の人数（非常勤を含む場合には常勤換算により記載）を記載する。
7)→8)	保有する施設設備	1 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置 2	同上
		据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 3	同上
		据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置 4	同上
		5 X線CT組合せ型循環器X線診断装置	同上
		6 全身用X線CT診断装置	同上
		7 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	同上
		8 X線CT組合せ型SPECT装置	同上
8)→ 9)	併設している介護関係施設等	1 介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設
		2 介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下部における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこととする施設
		3 介護医療院	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下部における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所
		4 居宅介護支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれて いる環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類 及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、 当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事 業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福 祉施設等への入所を要する場合においては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜 の提供を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5 介護予防支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を要すること等が、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づき指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所
		6 老人介護支援センター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
		7 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
		8 通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）事業所
		9 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行う事業所
		10 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		11 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所又は居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
		12 特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をすることを目的とする施設
		13 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		14 地域密着型通所介護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を目的として、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		15 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	居宅要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(認知症)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要介護者であつて、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
16		小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
17		認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
18		地域密着型特定施設	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が29人以下であるもの
19		地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
20		複合型サービス事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
21		第一号通所事業に係る事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所
9)→10)	対応可能な短期滞在手術		
	① 4泊5日までの手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2→1	小児食物アレルギー負荷検査	同上

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3→2 前立腺針生検法	同上
		4→3 関節鏡下手根管開放手術	同上
		5→4 胸腔鏡下交感神経節切除術	同上
		6→5 水晶体再建術	同上
		7→6 乳腺腫瘍摘出術	同上
		8→7 経皮的シャント拡張術・血栓除去術	同上
		9→8 下肢静脈瘤手術	同上
		10→9 ヘルニア手術	同上
		11→10 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	同上
		12→11 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	同上
		13→12 痔核手術（脱肛を含む。）	同上
		14→13 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術	同上
		15→14 子宮頸部（腔部）切除術	同上
		16→15 子宮頸部（腔部）切除術	同上
		17→15 ガンマナイフによる定位放射線治療	同上
10)→ 11)	対応可能な予防接種	1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種	
		2 ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種	
		3 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
		4 急性灰白髄炎の予防接種	
		5 麻しんの予防接種	
		6 風しんの予防接種	
		7 麻しん及び風しんの二種混合の予防接種	
		8 日本脳炎の予防接種	
		9 破傷風の予防接種	
		10 結核の予防接種	
		11 Hib感染症の予防接種	
		12 小児の肺炎球菌感染症の予防接種	
		13 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種	
		14 水痘の予防接種	

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		15 インフルエンザの予防接種	
		16 成人の肺炎球菌感染症の予防接種	
		17 おたふくかぜの予防接種	
		18 A 型肝炎の予防接種	
		19 B 型肝炎の予防接種	
		20 狂犬病の予防接種	
		21 黄熱病の予防接種	
		22 ロタウイルス感染症の予防接種	
		23 髄膜炎菌感染症の予防接種	
11)→ 12)	対応可能な在宅医療		
①在宅医療		1 往診（終日対応することができるところに限る。）	2 4 時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 在宅患者訪問診療	同上
		5 在宅時医学総合管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
		6 5 以外の在宅時医学総合管理	同上
		7 施設入居時等医学総合管理	同上
		8 在宅がん医療総合診療	同上
		9 救急搬送診療	同上
		10 在宅患者訪問看護・指導	同上
		11 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		12→11 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		13→12 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	同上
		14→13 訪問看護指示	同上

【診療所用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	15→14 介護職員等喀痰吸引等指示	同上
	16→15 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
	17→16 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
	18→17 在宅患者連携指導	同上
	19→18 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
	20→19 在宅患者共同診療	同上
	21→20 在宅患者訪問褥瘡管理指導	同上
	22	同上
	22→23 精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	同上
	23→24 23以外の精神科在宅患者支援管理	同上
	24→25 歯科訪問診療	同上
	25→26 訪問歯科衛生指導	同上
	26→27 歯科疾患在宅療養管理	同上
	27→28 在宅患者歯科治療時医療管理	同上
	28→29 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
	29→30 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 在宅自己注射指導管理	同上
	3 在宅小児低血糖症患者指導管理	同上

【診療所用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	4 在宅妊娠糖尿病患者指導管理	同上
	5 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
	6 在宅血液透析指導管理	同上
	7 在宅酸素療法指導管理	同上
	8 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
	9 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
	10 在宅小児経管栄養法指導管理	同上
	11 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理	同上
	12 在宅自己導尿指導管理	同上
	13 在宅人工呼吸指導管理	同上
	14 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
	15 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
	16 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
	17 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
	18 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
	19 在宅振戦等刺激装置治療指導管理	同上
	20 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	同上
	21 在宅仙骨神経刺激療法指導管理	同上
	22 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
	23 在宅気管切開患者指導管理	同上
	24 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	同上
	25 在宅植込型補助人工心臓（非拍動型）指導管理	同上
	26 在宅経腸投薬指導管理	同上
	27 在宅腫瘍治療電場療法指導管理	同上
	28 在宅経肛門的自己洗腸指導管理	同上
③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
	2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
	3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
	4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
	5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
		8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
		9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
		10 レスビレーター	診療内容に合致するものを選択
		11 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		12 尿カテーテル	診療内容に合致するものを選択
		13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
		14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合を選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合を選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合を選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合を選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合を選択
12)→ 13)	対応可能な介護保険サービス		
	①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療をいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
			4 介護医療院サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
	② 居宅介護支援		1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合は、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。
	③ 居宅サービス		1 訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であつて、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設)における居室を含む。)において介護を受けるもの(居宅要介護者)について、その者の居宅において介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
			2 訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
			3 訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
			4 訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションをいう。
			5 居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		6 通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
		7 通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。
		8 短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		9 短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。
		10 特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定め、かつ、当該施設に基つき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11 福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12 特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	④地域密着型サービス	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話として、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		2 夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		3 地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をあて、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		4 認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をあて、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		5 小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をあて、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		6 認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態で、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		7 地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が29人以下であるもの（地域密着型特定施設）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		9 複合型サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、ショートケア、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
⑤介護予防支援		1 介護予防支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。
⑥介護予防サービス		1 介護予防訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたリ浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		2 介護予防訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたリ行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		3 介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたリ行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
		4 介護予防居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5 介護予防通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		6 介護予防短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
		7 介護予防短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
		8 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		9 介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		10 特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものの他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
⑦ 介護予防地域密着型サービス		1 介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		3 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
③地域支援事業		1 第一号訪問事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業をいう。
		2 第一号通所事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業をいう。
13)→ 14)	かかりつけ医機能	5→1 日常的な医学管理と重症化予防	日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。
		6→2 地域の医療機関等との連携	自己の診療時間外も患者にとっても最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。
		7→3 在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。
		8→4 適切かつわかりやすい情報の提供	行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
			患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。
		1→5 地域包括診療加算の届出	行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
			主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上)を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの

【診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		2→6 地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		3→7 小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
		4→8 機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
14)→15)	医療従事者	1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師及び准看護師	
		5 助産師	
		6 歯科衛生士	
		7 診療放射線技師	
		8 理学療法士	
		9 作業療法士	

別表1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	外国人の雇用の受入れ体制		対応することかできる外国語の工員 対応することかできる外国語の工員	「点字」及び「盲文」を併用して、視覚障害者が利用しやすいようにする。また、「点字」とともに「盲文」を利用する場合もあるため、必要に応じて両方を採用することがある。
			2) 多言語での案内表示等の提供	多言語での案内表示等（英語）は、日本語と並行して設置し、音声情報も提供する必要がある。
1)→ 2)	障害者に対する配慮		1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること。 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること。 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること。
2)→ 3)	点字・利用支援用具などの活用		1 施設のバリアフリー化の実施 2 車椅子等利用支援設備の有無 3 トイレの改修	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること。 屋内環境や建物へのアクセシビリティの向上を図り、車椅子利用者などからの要望に応えることが出来るよう努めることである。
3)→ 4)	受動喫煙防止対策		1 施設内における全面禁煙の実施 2 喫煙所の設置	施設内の室内が全ての区域を禁煙としていること。②の喫煙室が専ら喫煙のために設けられており、他の用途に使用しない。
			2 喫煙所の設置	喫煙所は、原則として、外部に開放された空間としなければならない。
			2 喫煙所の設置	喫煙所は、原則として、外部に開放された空間としなければならない。

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
4)→ 5)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関	健康保険法（大正11年法律第70号）により指定を受けた医療機関
		2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づき療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		5 指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		8 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		9 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関

【歯科診療所用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
	10	
	11 原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
	12 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
	13 単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和23年法律第202号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
	14 特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
	15 臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
	16 在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出たもの
	17 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
	18 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
	19 外国人患者を受け入れるための医療機関	「外国人患者を受け入れるための医療機関」の指定に関する法律（平成26年法律第50号）により、外国人患者を受け入れるための医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
5)→ 6)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に關する事項資格の種類及びその種類毎の人数	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に關する資格の種類及びその種類毎の人数	該当する資格を保有する医療従事者（非常勤を含む）が在籍している医療機関は、当該専門資格の種類毎に資格を保有する医療従事者の人数（非常勤を含む場合）は常勤換算により記載）を記載する。
6)→ 7)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1 住診（終日対応することができるものに限る。）	2 4 時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 救急搬送診療	同上
		5 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		6 在宅患者連携指導	同上
		7 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		8 歯科訪問診療	同上
		9 訪問歯科衛生指導	同上
		10 歯科疾患在宅療養管理	同上
		11 在宅患者歯科治療時医療管理	同上
		12 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
		13 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
②在宅療養指導		1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	同上
		3 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
③診療内容		1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		3 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		4 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
④他施設との連携		1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合を選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合を選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合を選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合を選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合を選択
7)→ 9) 医療従事者		1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師及び准看護師	
		5 助産師	
		6 歯科衛生士	
		7 診療放射線技師	

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		8	理学療法士	
		9	作業療法士	

【助産所用】

別表 1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	2 助産師の業務	助産師法（平成17年8月23日付厚生労働省令第88号）第3条第4項第3号に規定する「産科医療機関」として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
5) → 6) 医療保険、公費負担等	1 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付厚生労働省令第88号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
6) → 7) 妊婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談	
	2 母乳育児相談	その他の育児相談も含む。
	3 栄養相談	
	4 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）	
	5 女性の健康相談	
	6 訪問相談又は訪問指導	思春期の保健対策と健康教育を含む。
7) → 8) 医療従事者	1 看護師及び准看護師	
	2 助産師	

【対応可能な疾患・治療内容】

別表2

※全体に係る留意事項

- 実施件数が求められている項目については、報告する年度の前年度に実施された件数を記載すること
- 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ること(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除く)
- リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とする。

領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
1) 皮膚・形成外科領域	1 皮膚・形成外科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 真菌検査(顕微鏡検査)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3 皮膚生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4 凍結療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	5 光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	6 中等症の熱傷の入院治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7 顔面外傷の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	8 皮膚悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの
	9 皮膚悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	10 良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	11 マイクロサージェリーによる遊離組織移植		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	12 唇顎口蓋裂手術	○	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの
	13 アトピー性皮膚炎の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
2) 神経・脳血管領域	1 神経・脳血管領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3 長期継続頭蓋内脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4 光トポグラフィ		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	5 脳磁図		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	6 頭蓋内圧持続測定		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7 頸部動脈血栓内膜剥離術	○	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの
	8-1 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
	8-2 上記以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術		
	9 抗血栓療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	10-1 頭蓋内血腫除去術(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)」を算定しているもの
	10-2 上記以外の頭蓋内血腫除去術		
	11-1 脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)」「脳動脈瘤頭部クリッピング」を算定しているもの
	11-2 上記以外の脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)		
	12 脳動静脈奇形摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの
	13 脳血管内手術	○	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの
	14 脳腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの
	15 脊髄腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの
	16 悪性脳腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	17 悪性脳腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		18	小児脳外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		19	てんかん手術を含む機能的脳神経手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
3)	精神科・神経科領域	1	精神科・神経科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	臨床心理・神経心理検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	精神療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	精神分析療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	心身医学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	終夜睡眠ポリグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	禁煙指導(ニコチン依存症管理)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	思春期のうつ病又は躁うつ病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	睡眠障害		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	摂食障害(拒食症・過食症)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	アルコール依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	薬物依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	認知症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	心的外傷後ストレス障害(PTSD)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	発達障害(自閉症、学習障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	精神科シヨート・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	精神科デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		19 精神科ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		20 精神科デイ・ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		21 重度認知症患者デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
4) 眼領域		1 眼領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 硝子体手術	○	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの
		3 水晶体再建術（白内障手術）	○	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの
		4 緑内障手術	○	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの
		5 網膜光凝固術（網膜剥離手術）	○	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの
		6 斜視手術	○	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの
		7 角膜移植術	○	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの
		8 コンタクトレンズ検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9 小児視力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
5) 耳鼻咽喉領域		1 耳鼻咽喉領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 喉頭ファイバースコープ		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3 純音聴力検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 補聴器適合検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5 電気味覚検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6 小児聴力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	7 鼓室形成手術	○	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの
	8 副鼻腔炎手術	○	医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」を算定しているもの
	9 内視鏡下副鼻腔炎手術	○	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの
	10 舌悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	11 舌悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	12 舌悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	13 咽頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	14 咽頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	15 咽頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	16 喉頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	17 喉頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	18 喉頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	19 摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
6) 呼吸器領域	1 呼吸器領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 気管支ファイバースコープ		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3 肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	4 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	5 肺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	6	肺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7	在宅持続陽圧呼吸療法(睡眠時無呼吸症候群治療)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	8	在宅酸素療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
7) 消化器系領域	1	消化器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2	上部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3	上部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリポー・粘膜切除術」を算定しているもの
	4	下部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	5	下部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリポー・粘膜切除術」を算定しているもの
	6	虫垂切除術(ただし、乳幼児に係るものを除く。)	○	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの(乳幼児に実施したものを除く)
	7	食道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)」を算定しているもの
	8	食道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	9	食道悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	10	胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの
	11	腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの
	12	胃悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	13	胃悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	14	大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの
	15	腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの
	16	大腸悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	17	人工肛門の管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	18 移植用部分小腸採取術(生体)	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	19 生体部分小腸移植術	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	20 移植用小腸採取術(死体)	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	21 同種死体小腸移植術	○	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
8) 肝・胆道・膵臓領域	1 肝・胆道・膵臓領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 肝生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3 肝悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの
	4 肝悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	5 胆道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	6 胆道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7 開腹による胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの
	8 腹腔鏡下胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの
	9 内視鏡的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの
	10 経皮経肝的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの
	11 膵悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は、「降全摘術」を算定しているもの
	12 膵悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	13 膵悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	14 体外衝撃波胆石破砕術	○	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破砕術(一連につき)」を算定しているもの
	15 生体肝移植	○	医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの

	領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
9)	循環器系領域			
		1 循環器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 ホルター型心電図検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3-1 心臓カテーテル法による諸検査(終日対応することができるものに限る。)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3-2 上記以外の心臓カテーテル法による諸検査		
		4 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5 冠動脈バイパス術	○	医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)」を算定しているもの
		6 経皮的冠動脈形成術(PTCA)	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの
		7 経皮的冠動脈血栓吸引術	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの
		8 経皮的冠動脈ステント留置術	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの
		9 弁膜症手術	○	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの
		10 開心術	○	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの
		11 大動脈瘤手術	○	医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの
		12 下肢静脈瘤手術	○	医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの
		13 ペースメーカー移植術	○	医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの
		14 ペースメーカー管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
10)	腎・泌尿器系領域			
		1 腎・泌尿器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 膀胱鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3 腎生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 血液透析		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5 夜間透析		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	6 腹膜透析 (CAPD)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7 体外衝撃波腎・尿路結石破碎術	○ もの	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき)」を算定しているもの
	8 腎悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腎(尿管)悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	9 腎悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	10 膀胱悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	11 膀胱悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	12 前立腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	13 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	14 前立腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	15 前立腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	16 生体腎移植	○	医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの
	17 尿失禁の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
11) 産科領域	1 産科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 正常分娩	○	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
	3 選択帝王切開術	○	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2選択帝王切開」を算定しているもの
	4 緊急帝王切開術	○	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1緊急帝王切開」を算定しているもの
	5 卵管形成手術	○ もの	医科診療報酬点数表の「卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)」を算定しているもの
	6 卵管鏡下卵管形成術	○	医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの
	7 ハイリスク妊産婦共同管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	8 ハイリスク妊産婦連携指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	9	乳腺炎重症化予防ケア・指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
12) 婦人科領域	1	婦人科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2	更年期障害治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3	子宮筋腫摘出術	○	医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの
	4	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの
	5	子宮悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	6	子宮悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7	子宮悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	8	卵巣悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)」を算定しているもの
	9	卵巣悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	10	卵巣悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
13) 乳腺領域	1	乳腺領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2	乳腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	3	乳腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4	乳腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
14) 内分泌・代謝・栄養領域	1	内分泌・代謝・栄養領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2	内分泌機能検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3	インスリン療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
	4 糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	5 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	6 甲状腺腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	7 甲状腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	8 甲状腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	9 副腎悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの
	10 副腎腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの
15) 血液・免疫系領域	1 血液・免疫系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 骨髄生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	3 リンパ節生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4 造血器腫瘍遺伝子検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	5 白血病化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	6 白血病放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	7 骨髄移植	○	医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの
	8 臍帯血移植	○	医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの
	9 リンパ組織悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	10 リンパ組織悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	11 血液凝固異常の診断及び治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	12 エイズ診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	13 アレルギーの減感作療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
16)	筋・骨格系及び外傷領域	1 筋・骨格系及び外傷領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 関節鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3 手の外科手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 アキレス腱断裂手術(筋・腱手術)	○	医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの
		5 骨折観血的手術	○	医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの
		6 人工股関節置換術(関節手術)	○	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているものの(概数で差し支えない)
		7 人工膝関節置換術(関節手術)	○	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているものの(概数で差し支えない)
		8 脊椎手術	○	医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靱帯骨化症手術」「脊椎・骨盤腫瘍切除術」「脊椎・骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎摘裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)」又は、「体外式脊椎固定術」を算定しているもの
		9 椎間板摘出術	○	医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの
		10 椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出(切除)術」を算定しているもの
		11 軟部悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		12 軟部悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13 骨悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14 骨悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15 小児整形外科手術	○	乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったものの(概数で差し支えない)
		16 義肢装具の作成及び評価		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
17)	リハビリ領域	1 視能訓練		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 摂食機能療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

領域	件数	対応可能な措置・疾患	記載上の留意事項	
			件数	
		3 心大血管疾患リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの
		4 脳血管疾患等リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの
		5 廃用症候群リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの
		6 運動器リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの
		7 呼吸器リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの
		8 難病患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの
		9 障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「障害児(者)リハビリテーション料」を算定しているもの
		10 がん患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの
		11 認知症患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの
18) 小児領域		1 小児領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 小児循環器疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3 小児呼吸器疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 小児腎疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5 小児神経疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6 小児アレルギー疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7 小児自己免疫疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8 小児糖尿病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9 小児内分泌疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10 小児先天性代謝疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11 小児血液疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12 小児悪性腫瘍		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13 小児外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)

	領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		14 小児の脳炎又は髄膜炎	○	乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの(概数で差し支えない)
		15 小児の腸重積	○	医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの
		16 乳幼児の育児相談		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17 夜尿症の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18 小児食物アレルギー負荷検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
19)	麻酔領域	1 麻酔科標準榜医による麻酔(麻酔管理)	○	医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの
		2 全身麻酔	○	医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの
		3 硬膜外麻酔	○	医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの
		4 脊椎麻酔	○	医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの
		5 神経ブロック		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	○	医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入(1日につき)(チューブ挿入当日を除く。)」を算定しているもの
20)	緩和ケア領域	1 医療用麻薬によるがん疼痛治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 緩和的放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3 がんに伴う精神症状のケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
21)	放射線治療領域	1 体外照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 ガンマナイフによる定位放射線治療	○	医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの
		3 直線加速器による定位放射線治療	○	医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの
		4 粒子線治療	○	医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの

	領域	対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		5 密封小線源照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6 術中照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
22)	画像診断	1 画像診断管理(専ら画像診断を担当する医師による読影)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 遠隔画像診断		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3 CT撮影	○	医科診療報酬点数表の「コンピュータ断層撮影(一連につき)1 CT撮影」を算定しているもの
		4 MRI撮影	○	医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピュータ断層撮影(一連につき)」を算定しているもの
		5 マンモグラフィー検査(乳房撮影)	○	医科診療報酬点数表の「撮影 4 乳房撮影(一連につき)」を算定しているもの
		6 ポジトロン断層撮影(PET)、ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影	○	医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(一連につき)」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影(一連につき)」を算定しているもの
23)	病理診断	1 病理診断(専ら病理診断を担当する医師による診断)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 病理迅速検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
24)	歯科領域	1 歯科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 成人の歯科矯正治療		診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
		3 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 顎変形症の歯科矯正治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5 著しく歯科診療が困難な者(障害者等)の歯科治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6 摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
25)	歯科口腔外科領域	1	埋伏歯抜歯		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	顎関節症治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	顎変形症治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	顎骨骨折治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症又は外傷の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	口腔領域の腫瘍の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	唇顎口蓋裂治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
26)	その他	1	漢方薬の処方漢方医学		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	鍼灸治療		医師の指示の下、当該行為が提供されているもの
		3	外来における化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	在宅における看取り	○	医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料(1日につき)」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの